

航空自衛隊からの報告の概要
(4月15日12時57分までに受けたもの)

- 令和4年1月31日に石川県小松沖約5kmの地点にて墜落した航空自衛隊第6航空団所属の「F-15戦闘機」には、密封線源(クリプトン85)を内蔵したエンジン点火装置(以下、「エキサイタ」という。)が4個装備されていた。
- 4月1日までに墜落現場周辺の捜索を行った結果、密封線源を内蔵したエキサイタ4個のうち1個は未回収である。また、発見された3個のうち1個は、損傷が激しく内蔵された線源が所在不明になっている。
- 回収したエキサイタは内蔵する線源とともに航空自衛隊の貯蔵箱で保管している。
- 現時点で密封線源が回収されていないことから、本日(4月15日)、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2に基づく法令報告事象(放射性同位元素の所在不明)に該当すると判断した。(4月15日12時57分に原子力規制庁へ連絡)
- なお、航空自衛隊第6航空団が所属する小松基地では、事故発生直後から救難活動に専念しており、その後も航空機捜索を継続していたことから、対象物品の所在不明の通報が現時点となった。

以 上